

令和4年度台湾市場向けプロモーション強化事業業務委託 企画提案募集要領

1. 目的

訪日旅行のリピーターが多く、かつ、恵那市への来訪者数が多い台湾に対して現地プロモーションを通じて恵那市の情報発信を行い、観光客の誘致を図る。

台湾における訪日旅行形態の現状及び、コロナ禍収束後の訪日回復時の動向予測を基に、本市ならではの特色あるコンテンツによるPRを強化する。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和4年度台湾市場向けプロモーション強化事業業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和5年2月28日（火曜日）まで
- (4) 予定価格 上限額 2,541,000円（消費税及び地方消費税込）

3. 提案の方法

提案は、目的達成に資する次の項目について仕様書の内容に基づき任意の様式を用いて行うこと。

- (1) 会社概要
- (2) 国または、地方公共団体における同種又は類似業務の委託実績（概ね3年以内）
- (3) 本業務に対する取組体制（人員等）
- (4) 業務実施スケジュール（契約から業務終了までの全スケジュール）
- (5) 仕様書の各項目に沿った実施内容、方法
- (6) 本業務を効果的に実施するための独自提案等
- (7) その他必要と思われる事項

4. 応募資格

本業務の企画提案を行う者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和4年8月31日（水曜日）までに本市の指名登録を完了すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加者（個人である場合はその者）もしくは参加者の役員等（支店または営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。）が、恵那市が行う契約

からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 23 年 1 月 1 日告示第 1 号）に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。

- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約日までの間において、本市から入札参加資格にかかる指名停止を受けていないこと。
- (6) 市税等を滞納していない者であること。

5. 申込～契約までの流れ

(1) スケジュール

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①公募開始 | 令和 4 年 8 月 19 日（金曜日） |
| ②質問締切 | 令和 4 年 8 月 26 日（金曜日）正午 |
| ③参加申込締切 | 令和 4 年 9 月 1 日（木曜日）午後 5 時 |
| ④企画提案書の提出 | 令和 4 年 9 月 2 日（金曜日）午後 5 時 |
| ⑤プロポーザル審査会 | 令和 4 年 9 月 5 日（月曜日）の週 |
| ⑥選定結果通知 | 令和 4 年 9 月 12 日（月曜日） |
| ⑦契約（予定） | 令和 4 年 9 月 15 日（木曜日） |

(2) 質問方法

- ①質問がある場合は、令和 4 年 8 月 26 日（金曜日）正午までに、質問書（様式第 3 号）により、以下のアドレスあてに電子メールで提出すること（質問は、本文に箇条書きで構わない）。
◇送付先：kankokoryu@city.ena.lg.jp
- ②回答方法 質問に対する回答は、電子メール及び市ウェブサイトにより行う。

(3) 企画提案参加に必要な書類

ア 令和 4 年 9 月 1 日（木曜日）午後 5 時までに提出するもの。

- ①企画提案参加申込書（様式第 1 号）
- ②誓約書（様式第 2 号）

イ 令和 4 年 9 月 2 日（金曜日）午後 5 時までに提出するもの。

- ①企画提案書（様式自由。ただし、A 4 判にて作成すること）
※本要領「3. 提案の方法」（1）～（7）に基づき作成すること。
- ②業務実施に係る見積書（内訳書を添付すること）
- ③会社概要及び業務実績の参考となる会社パンフレット等

ウ 提出方法及び部数

前項ア・イについて、以下のとおり提出すること

- ①提出方法：郵送又は持参及び電子メール
※郵送の場合は各締切までに必着とする。

②提出部数：正本 1 部及び電子ファイル 1 部

※企画提案書は正本 1 部のほかに副本 5 部も併せて提出すること

③提出形式：正本・副本は紙、電子ファイルは PDF 又はパワーポイント形式

提出先

〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目 1 番地 1
恵那市役所観光交流課観光企画係 あて

6. 提案審査の方法

(1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

(2) 審査方法

書類選考

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約の相手方の候補者として選定する。

イ アの場合において、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が最も高い者を契約候補者とする。

ウ イの場合において、平均点の最も高い提案書が複数ある場合には、その中から選定委員会で審議の上、契約候補者を特定する。

エ 企画提案者が 1 社だった場合は、各選定委員による評価の合計の平均点が 18 点以上であった時に、当該企画提案書を契約候補者として特定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が 2 (4) の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 審査結果の公表

審査の結果については、審査会終了後、令和 4 年 9 月 12 日 (月曜日) までに審査参加者全員に通知し、契約候補者を HP にて公表する。

7. 契約

- (1) 契約予定者として選定した者と随意契約により業務委託契約を締結する。
- (2) 契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について恵那市観光交流課と協議を行うこと。なお、協議の結果、企画案の一部を変更する場合がある。

8. その他

- (1) 提出書類の作成に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。

9. 問い合わせ先

恵那市商工観光部観光交流課観光企画係
〒509-7292

岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

電話 : 0573-26-2111 (内線 388)

F A X : 0573-26-2861

メール : kankokoryu@city.ena.lg.jp